

つがる西北五広域連合病院事業文書管理規程

平成 23 年 9 月 14 日
 病院事業管理規程 第 2 号
 改正 平成 24 年 3 月 30 日
 病院事業管理規程 第 6 号
 改正 平成 24 年 10 月 1 日
 病院事業管理規程 第 31 号

つがる西北五広域連合病院事業における文書の管理及び取扱いについては、つがる西北五広域連合文書管理規程（平成 23 年つがる西北五広域連合訓令第 2 号）の例による。この場合において、法規文書のうち企業管理規程の例式は別表第 1 のとおりとし、達及び指令記号並びに一般文書の収発記号は、別表第 2 のとおりとする。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年病院事業管理規程第 6 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年病院事業管理規程第 31 号）

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1

企業管理規程 ☐ 何々規程をここに公表する。 ☐ 何年何月何日 つがる西北五広域連合病院事業管理者 氏名 記名 押印 ☐ ☐ つがる西北五広域連合病院事業管理規程第 号 ☐ 何々規程 本則 ☐ 附 則 ☐ この規程は、何年何月何日（公表の日）から施行する。

別表第 2（平成 24 病院事業管理規程 6・平成 24 病院事業管理規程 31・一部改正）

1 達記号

所属	記号
つがる西北五広域連合病院運営部	つ広連病達
つがる西北五広域連合西北中央病院 管理課	つ広連西管達
つがる西北五広域連合西北中央病院 医事課	つ広連西医達
つがる西北五広域連合かなぎ病院	つ広連か達
つがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院	つ広連鱒達

つがる西北五広域連合つがる成人病センター	つ広連つ達
つがる西北五広域連合鶴田診療所	つ広連鶴達

2 指令記号

所属	記号
つがる西北五広域連合病院運営部	つ広連病指令
つがる西北五広域連合西北中央病院 管理課	つ広連西管指令
つがる西北五広域連合西北中央病院 医事課	つ広連西医指令
つがる西北五広域連合かなぎ病院	つ広連か指令
つがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院	つ広連鱒指令
つがる西北五広域連合つがる成人病センター	つ広連つ指令
つがる西北五広域連合鶴田診療所	つ広連鶴指令

3 収発記号

所属	記号
つがる西北五広域連合病院運営部	つ広連病発（収）
つがる西北五広域連合西北中央病院 管理課	つ広連西管発（収）
つがる西北五広域連合西北中央病院 医事課	つ広連西医発（収）
つがる西北五広域連合かなぎ病院	つ広連か発（収）
つがる西北五広域連合鱒ヶ沢病院	つ広連鱒発（収）
つがる西北五広域連合つがる成人病センター	つ広連つ発（収）
つがる西北五広域連合鶴田診療所	つ広連鶴発（収）